

1 はじめに

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「基本条例」という。）第 28 条に基づき設置された狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「当審議会」という。）は、基本条例による市民参加と市民協働の推進を実行あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、市長より諮問を受け、市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価（以下「総合的評価」という。）を実施している。

今回、委員の改選により当審議会も新体制となり、基本条例、狛江市の市民参加と市民協働の推進指針、基本条例の基本的な考え方を改めて確認し、総合的評価について審議を重ねた。当審議会を確認した「2 現状と課題」を踏まえ、「3 各事業のプロセスに着目した総合的評価の実施」、「4 時代に合わせた推進方法の検討」を提言する。

答申内容を踏まえ、市において、改めて市民参加と市民協働の推進の重要性について再認識していただき、市民参加と市民協働の推進をお願いしたい。

2 現状と課題

総合的評価については、基本条例の基本的な考え方において、「本制度が運用されてから一定期間が経過した後、市民参加と市民協働に係る運用状況と進捗度を総合的に評価し、実施機関へ報告するものである」とされている。現状は、毎年市民参加と市民協働の実施状況、各実施状況の評価、提言について答申している状況であった。各実施状況について示している数値と、そこからの提言、評価の関係性が分かりづらく、両者とも当審議会で提示した課題や議論内容等から見える範囲での評価となっており、市の事業全体の市民参加、市民協働の実施状況の評価や、そこで明らかとなった課題を踏まえた提言としてまとめることが今後必要と考える。

また、市民参加や市民協働は、より良い地域づくりを行ううえでの「手法」であり、それ自体が目的ではない。現状では「市民参加と市民協働の実施状況」を評価しているが、「市民参加と市民協働によるより良い事業の実施効果」を評価する形での整理が必要である。

3 各事業のプロセスに着目した総合的評価の実施

基本条例の制定から 20 年以上が経過しており、市民参加、市民協働について一定の進捗も見られることや、「2 現状と課題」を踏まえ、総合的評価については、毎年

度実施するものについては、市民参加、市民協働についてそれぞれ以下の事業を評価対象とし、その計画から実施のプロセスを通じた市民参加、市民協働の状況の確認や効果を踏まえ、当審議会で評価を行う形を提案したい。

<市民参加>

1 評価対象

基本条例第5条第1項により規定する以下の行政活動

- (1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更

2 評価の流れ

評価対象となる事業の把握、また、職員への意識付けや市民参加手続の漏れ等のチェック機能を持たせること等を目的として、年度当初に、事業実施前に、対象となる事業概要、実施予定の市民参加手続、そのスケジュール等をシートに記入していただく。また、終了した事業については、実施前に作成したシートと同様の形で、実施した市民参加手続やその内容、また担当部署の自己評価等をシートに記入していただき、その内容をもとに当審議会で評価を行う。

<市民協働>

1 評価対象

基本条例第27条第2項に基づく市民協働事業（提案制度）

2 評価の流れ

事業実施前については、当審議会において、提案される市民協働事業の採択の有無等を審議することから、事業実施にあたり考慮すべき視点等をその場でも整理する形とし、事業終了後は事業実施団体、担当課が事業成果等を共通のシートに記入する形とし、その内容をもとに当審議会で評価を行う。

- ・市民参加、市民協働の実施状況については、引続き当審議会の中で報告していただき、その都度、課題等があれば焦点を当てる形とするが、3年から5年ごと等一定

の期間で、市民参加、市民協働の運用状況、進捗度も含め評価を行う形が望ましいと考える。

4 時代に合わせた推進方法の検討

総合的評価について審議する中で、市民参加と市民協働の推進にあたっての課題、検討事項等も再確認することができた。基本条例の基本的な考え方にもあるとおり、本格的な「市民協働」は着実な「市民参加」の土台の上に実現すべきものであることから、土台となる市民参加に関する内容を中心に当審議会として以下の3点を抽出した。

当審議会においても、継続的に審議を行っていきたいと考えるが、市においても可能な限り検討を行っていただきたい。

(審議会等について)

①時間帯や所要時間、参加方法の制約

- ・公募市民委員を対象としたアンケート結果において、「今後も市の審議会等に市民委員として応募したいか」という設問に対して、「もう応募しない」が41.9%を占めていた。
- ・応募しない理由としては、「多くの市民に参加してほしい」の他、「その他」としてスケジュール調整や会議内容等が挙げられていた。
- ・現役世代等の声をより反映できる形にするといった視点も含め、時間帯や所要時間の設定、参加方法の多様性等も参加にあたっては大きく影響すると読み取れることから、審議会等の設定の仕方についても工夫をしていただきたい。

②審議会等での情報提示の不足

- ・審議会等において、何を、どのような意見を言えばよいかイメージしづらい等の声もあるが、審議等行う際に前提とされる情報の提示が足りていないのではないかという印象がある。具体的な情報が見えてこないと理解や関心が広がっていかない。
- ・市民参加については、行政が設定した課題に対してだけではなく、課題設定そのものがずれている等の意見も言える場である。様々な立場、世代の人たちが、現場の問題、状況等を踏まえながら意見を言うことができる環境づくりが必要であり、情報の徹底した発信と共有が大前提となることから、この点について工夫をしていただきたい。

③参加機会の周知不足

- ・当審議会の市民委員についても、参加の機会があることを当審議会に参加するまで

知らなかったという方が多かった。

- ・参加機会があることがより多くの人に認知されれば、関心を持つ人も増えてくると考えられることから、市からのアピール、働きかけは重要である。その点では、無作為抽出による公募市民委員の選任は評価できるので、今後も活用をしていただきたい。
- ・市民委員として参加することへのハードルが下がるよう、参加によるメリットや市民委員へ求めるものについて、情報発信がされるとよいと考える。

今後の検討に向けての考え方

(市民参加の選択について)

市民参加の方法については、審議会等やパブリックコメント、説明会、ワークショップ等あるが、現状としては、審議会等の設置に加え、パブリックコメント、説明会の実施が選択されている状況である。パブリックコメントや説明会については、提出、参加者数が少ないものが多く、また、タイミングとして検討内容がほぼまとまった段階で実施しているものがほとんどである。例えば、ワークショップは検討過程での意見の取入れがしやすい点で有効であると考えるが、市民参加という点では、市民の意見を参考、反映できるタイミング、事業の性質に適した方法を考慮して選択していただきたい。

(市職員の意識付けについて)

市民参加、市民協働の視点については、今日では当然の視点ではあると思うが、本答申で提案する総合的評価の今後の方向性のとおり、今回改善を図る機会となることから、改めて市職員に対して基本条例の趣旨、市民参加、市民協働の重要性等を理解する研修等を実施していただきたい。